

みんなでつなげる！～ みんながつながる！

令和7年度分 追加募集

みんながつながる地域づくり補助金

受付期間； 6月19日(木)から7月18日(金)まで

対象事業

地域における課題解決と、
多世代交流を深める取組み

補助内容

- ◆1年目
上限 10万円（補助対象経費の10分の9以内）
- ◆2年目
上限 5万円（補助対象経費の10分の9以内）
- ◆3年目
上限 3万円（補助対象経費の10分の9以内）

対象団体

主に区民により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体
(ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会など)

お問い合わせは・・・

中区 地域振興課 地域力推進担当
na-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
☎ 045-224-8136
FAX 045-224-8215



1 補助対象となる活動

対象となるのは、中区内における課題の解決を図るために、自治会町内会等とそれ以外の団体が連携し、多世代交流につながる取組で地域を活性化させる活動

2 補助対象となる経費

対象経費は、補助対象活動の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。

「7 その他」の経費は、審査委員会で対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	活動実施に必要な事務用品、消耗品（単価10万円未満）の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、活動に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 原材料費		活動実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用
3 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
6 備品費		活動実施に必要なとなる備品等（単価10万円以上）の購入代
7 その他	活動の実施に直接かかる経費として 区長が必要と認めるもの	工事費、家賃、光熱水費、直接人件費等

3 申請方法

申請する団体は、申請書を受付期間に提出してください。

申請書は、区役所窓口または郵送でご請求ください（区役所 WEB サイトにもあります）

詳しくは 区役所 WEB サイトをご覧ください



中区 みんつな補助金

